

中空知定住自立圏 共生ビジョン

平成 26 年 11 月

滝川市 砂川市

目 次

第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって	1
1 定住自立圏の概要とこれまでの取組	1
2 定住自立圏の名称及び構成市町	1
3 定住自立圏共生ビジョンの目的	1
4 定住自立圏共生ビジョンの期間	1
第2章 圈域の概況	2
1 圈域市町の概況	2
2 人口等の推移	8
3 産業別就業者数の推移	10
4 観光客入込客数	12
5 都市機能の利用状況	13
6 都市機能の集積状況	15
第3章 圈域の将来像	17
第4章 協定に基づき推進する具体的取組	18
1 共生ビジョンの体系	18
2 具体的な事業と内容	20
資料	
1 中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	
2 中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿	

第1章 定住自立圏共生ビジョンの策定にあたって

1 定住自立圏の概要とこれまでの取組

定住自立圏構想は、圏域の中心的な役割を担う中心市と連携市町が、相互に役割分担して連携・協力することにより、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、圏域全体で魅力あふれる地域を形成していく自治体間連携の取り組みです。

本圏域の定住自立圏構想の推進にあたっては、平成24年5月から中空知圏域5市5町が調査・研究を進め、中空知圏域全体での連携を目指すことを全市町で確認したことから、滝川市及び砂川市は、平成26年1月15日、圏域における中心的な役割を担う意思を表明する複眼型としての「中心市宣言」を行い、圏域市町と定住自立圏形成に関する取り組み内容等について協議を行ってきました。

同年2月には、中空知圏域における定住自立圏構想の推進組織を設置し、基本的な考え方がまとめたことから、定住自立圏形成協定について各市町議会の議決を経て、同年7月15日、滝川市及び砂川市と圏域8市町それぞれとの間で、2対1の協定を締結しました。

2 定住自立圏の名称及び構成市町

(1) 定住自立圏の名称

中空知定住自立圏

(2) 定住自立圏の構成

滝川市、砂川市、芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町

3 定住自立圏共生ビジョンの目的

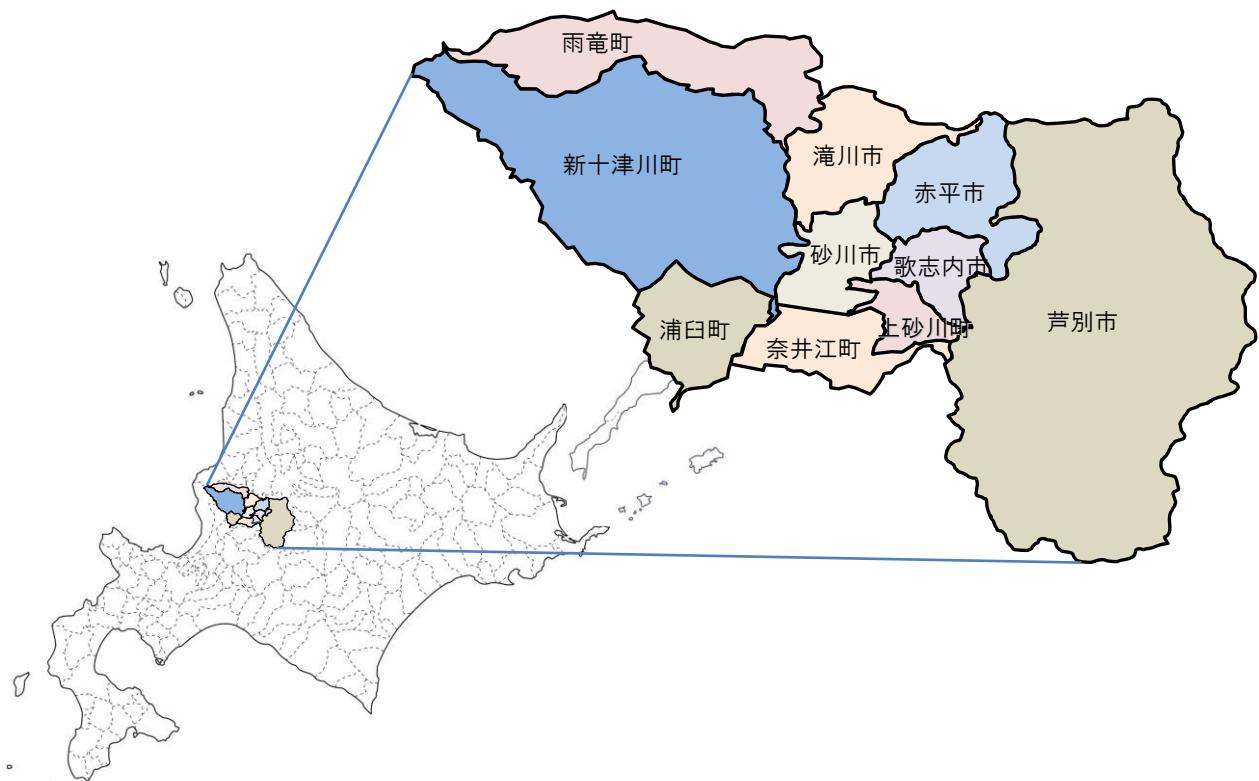
本共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務次官通知）第6の規定により、圏域の将来像や定住自立圏形成協定に基づき圏域市町が連携して推進する具体的な取り組み内容を明らかにするものです。

4 定住自立圏共生ビジョンの期間

本共生ビジョンの期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、毎年度、所要の見直しを行います。

第2章 圏域の概況

1 圏域市町の概況



圏域の人口 118,662人

圏域の面積 2,160.97 m²

資料：人口 (H22 国勢調査)

面積 (H22 全国都道府県市区町村別面積調)



滝川市

人口：43,170 人
面積：115.82 km²

滝川市は、北海道の中央部、石狩川と空知川の合流点の肥沃な大地に広がる農業と商業のまちです。

屯田兵の入植により滝川村が誕生し、開村間もなく栽培が始まったリンゴや玉葱は名産となっており、それを利用した味付ジンギスカン発祥の地です。

航空管制区域外であり上昇気流に恵まれていることからグライダーなどのスカイスポーツが盛んです。

また、難病などの病気と闘う子どもたちが、自然の中でゆったりと楽しい時間を過ごせるように、特別に配慮された施設や自然体験プログラムを提供する「そらぶちキッズキャンプ」があります。

国際交流・国際事業の取り組みにも力を入れており、「世界に誇れる国際田園都市」を目標に、市民・企業・行政が一丸となり世界からも注目される魅力あるまちづくりを推進しています。

【特産品・グルメ】

- 滝玉（玉葱） ○そば粉
- りんご ○米 ○雪割りなばな
- 味付ジンギスカン ○菜種油
- ハルユタカラーメン ○合鴨
- SPF 豚

【観光名所】

- 日本有数の作付面積を誇る菜の花畠
- たきかわスカイパーク（グライダー）



日本有数の作付面積を誇る菜の花畠



砂川市

人口：19,056 人
面積：78.69 km²

砂川市は、道都札幌市と道北の拠点都市旭川市のほぼ中間点に位置する農商工のバランスのとれたまちです。

森の中の公園「北海道子どもの国」や遊水地が広がる「砂川オアシスパーク」など、緑と水の豊かなまちで、市民1人あたりの公園面積が日本一を誇り、お菓子のまち「すながわスイートロード」としても有名で、調和のとれた快適環境都市です。

また、砂川市立病院は、中空知2次医療圏の地域センター病院、災害拠点病院、周産期母子医療センター、がん診療連携病院、3次救急医療機関である救命センターなど、さまざまな指定を受けた地域の基幹病院として高度な医療サービスを提供し、地域の皆さん的安全と安心を守っています。

「安心して心豊かに いきいき輝くまち」を都市像に掲げ、市民と行政が目標を共有しながら協働のまちづくりを進めています。

【特産品・グルメ】

- 各店でアイデアを凝らしたオリジナルスイーツ
- だったんそば ○だったんそば茶
- トマトジュース ○リンゴジュース
- 馬具製造品 ○自然派化粧品

【観光名所】

- 北海道子どもの国
- 砂川オアシスパーク



地域の安心を担う砂川市立病院

 <p>芦別市</p> <p>人口：16,628人 面積：865.02km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○米 ○あしふメロン ○食用ゆりね ○馬鈴薯 ○さくらんぼ ○ガタタン <p>【観光名所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芦別温泉 ○カナディアンワールド公園 ○旭ヶ丘公園（空知管内唯一のサル山がある小動物園） ○さくらんぼ園 ○空知大滝 ○三段滝 ○夫婦滝 ○黄金水松（北海道指定文化財）  <p>森林に囲まれた芦別市全景</p>
--	--

 <p>赤平市</p> <p>人口：12,637人 面積：129.88km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○塊炭飴 ○がんがん鍋 ○米 ○胡蝶蘭 ○革製品 <p>【観光名所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ズリ山 777段階段 ○エルム高原 ○炭鉱遺産  <p>エルム高原家族旅行村</p>
--	--



歌志内市

人口：4,387人
面積：55.99 km²

歌志内市は、北海道のほぼ中央、石狩平野の東北端の山間に位置し、周囲は、縁あふれる山並みに囲まれ、狭い山間を山岳地帯に源を発するペンケウタシュナイ川が東西に貫流し、その両岸に続く平坦地と斜面が歌志内市のたたずまいです。

気候は内陸性で四季の変化に富み、まち全体が美しい自然を織りなしており、特に、まちのシンボル「かもい岳」山頂から望む雲海は、幻想的で、見た人にしか味わえない感動を与えてくれ、北海道の雄大さを物語るにふさわしい風景を見渡すことができます。

かつて、石炭とともに発展してきた歌志内市は、4千人を下回る「日本一人口の少ない市」であります、「かもい岳スキー場」、温泉施設「チロルの湯」や「道の駅」を中心としてスキーや温泉利用者など交流人口の拡大を図りながら、官民一体となって「住んでいて良かったと実感できる」まちづくりに取り組んでいます。

【特産品・グルメ】

- なんこ
 - はちみつ
 - 漬物
 - 葉野菜
- 【観光名所】
- うたしないチロルの湯
 - かもい岳スキー場
 - インドアパークゴルフ場



かもい岳スキー場



奈井江町

人口：6,194人
面積：88.05 km²

奈井江町は、道央空知の中心部、石狩平野のやや北部に位置し、JR函館本線、国道12号線が本町の中央を、東側には高速自動車道が南北に縦横し、札幌と旭川のほぼ中央に位置しています。

開拓以来、町の基幹産業としている農業に加え、工業団地には多くの企業も進出し、工業出荷額も管内トップクラスを誇ります。

分村から50年にあたる平成6年を町では「福祉元年」とし、『おもいやり明日へ』をテーマとして保健・医療・福祉に重点をおき、健康と福祉のまちとして、福祉の先進国フィンランド・ハウスヤルビ町と友好都市を提携し相互派遣を行っています。

医療と福祉の充実を目指し町立病院の開放型共同型や老人総合福祉施設等を展開。

また、高校生までの医療費無料化など、充実した子育て支援への取り組みも進めており、生涯にわたって安心して住み続けることができるまちづくりを進めています。

【特産品・グルメ】

- 米
- トマト
- 手打ちそば
- トマトジュース
- しそジュース
- 北海キングメロン
- しいたけ
- バター羊羹
- ほおづきジャム

【観光名所】

- にわ山森林自然公園
- 新ないえ温泉
- 道の駅「ハウスヤルビ奈井江」



にわ山森林自然公園からの全景

 <p>上砂川町</p> <p>人口：4,086人 面積：39.91 km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <p>虹鱒燻製 し～たんサブレー</p>
<p>上砂川町は空知支庁の管内のほぼ中央に位置し、東部は重畳たる夕張山脈が南北に走り、次第に西方に傾斜しながら石狩平野に連なっています。</p> <p>片毛山に源を発し、西流して石狩川にそそぐパンケ歌志内川が町の北部を貫流して大きな沢をつくっており、本町はその沢沿いにある集落と、南東の山岳地帯で形成されております。</p> <p>気候は南北の山が強風をさえぎることから、温暖で降雪量も比較的少なく住みやすい恵まれた自然環境にあります。</p> <p>また、上砂川町はおいしい水と澄み切った空気、自然に恵まれた住みよい街です。</p> <p>現在、誰もが住み慣れた町で希望をもって安心して暮らせるまちづくりを目指し、町民と行政が一緒に知恵を出し合う「協働のまちづくり」を全力で取り組んでいます。</p>	<p>【観光名所】</p> <p>上砂川岳温泉パンケの湯 水源公園 上砂川岳日本庭園 かみすながわ炭鉱館</p>  <p>四季折々の自然を愛でることができる 上砂川岳日本庭園</p>

 <p>浦臼町</p> <p>人口：2,206人 面積：101.08 km²</p>	<p>【特産品・グルメ】</p> <p>○米 ○男爵いも ○メロン ○牡丹そば ○ワイン ○神内和牛あか ○神内マンゴー ○ミニトマトジュース</p> <p>【観光名所】</p> <p>○鶴沼公園 ○鶴沼ワイナリー（日本一の作付面積を誇るワイン用ブドウ畠） ○神内ファーム21 ○道の駅つるぬま ○郷土史料館</p>
<p>浦臼町は、北海道の中西部、空知管内の中央に位置し、樺戸連山と石狩川に挟まれ、いくつもの川や沼が点在し、平野部には田畠が広がる農業のまちです。</p> <p>樺戸連山の四季折々の景色や田園風景に加えて、日本一の面積を誇るワイン用ぶどう畠、神内ファームの広大な放牧地やラベンダー畠などが目を引きます。</p> <p>稲作を中心とした純農村として発展してきた町で、米、メロン、馬鈴薯、牡丹そばなどの産地として、高い市場評価を得ています。</p> <p>坂本龍馬の夢、北海道開拓を引き継いだ甥の坂本直寛が入植するなど龍馬ゆかりの地でもあり、龍馬の養嗣子、坂本直とその妻・留は札的の墓地に眠っており、龍馬が姉・乙女に宛てた直筆の手紙は、郷土史料館に常設展示されています。</p> <p>「自然休養村」の指定を受け、鶴沼公園をはじめとする豊かな自然環境を生かした観光の拠点作りに取り組んでいます。</p>	 <p>日本一の面積を誇るワイン用ぶどう畠</p>



新十津川町

人口：7,249人
面積：495.62 km²

新十津川町は空知管内のほぼ中央部、樺戸郡の北端にあり、石狩川の右岸に位置しています。

奈良県吉野郡十津川郷一帯を襲った豪雨により、生活の場を失った600戸2,489人が、新たな生活地を求めて北海道に移住・開拓し、この地に故郷の名をとつて新十津川と名付けたのが町名の由来です。

そのため、本町の開拓の歴史的経緯から、十津川村を「母村」と呼び、先人からの伝統や文化を受け継ぎ、ふるさとの心を共有しながら交流を深めています。

本町は、豊かな自然環境を生かした米づくりが盛んであり、地元の酒米「吟風」と徳富川の伏流水による銘酒「金滴」があります。

また、ふるさと公園には、スポーツ・レジャー・文化を満喫できる施設が集約されています。

平成23年に制定された「まちづくり基本条例」に基づき、協働のまちづくりを進めています。

【特産品・グルメ】

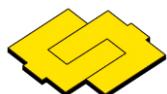
- 高品質米「ゆめぴりか」「ななつぼし」
- 地酒「金滴」
- ジンギスカン・ホルモン
- 陶器「北海焼」 ○笹鮓
- ハム、ソーセージ ○塩辛

【観光名所】

- ふるさと公園
- ピンネシリ



田園風景とピンネシリ



雨竜町

人口：3,049人
面積：190.91 km²

雨竜町は、石狩・雨竜・尾白利加・恵岱別の各河川に囲まれ、平坦で肥沃な農耕地を形成し、米づくりを中心に、メロン・麦・そば・大豆等の作付けによる複合経営を進める農業のまちです。

特に米づくりではライスコンビナートを活用し、主産地としての責任と誇りをもって高品質米である「うりゅう米」の安定供給に努めています。

暑寒別天売焼尻国定公園内に位置する雨竜沼湿原では、標高850mの台地に東西4km、南北2kmにわたって広がる湿原に大小数百の池塘が点在し、湿原性の植物が多く見られます。平成16年には北海道遺産に登録され、翌17年には国内初の山地湿原としてラムサール条約湿地に登録されています。

また、平成26年4月には他にあまり例のない小・中学校併設校を開校し、校舎の老朽化と耐震化に対応するとともに、小中一貫教育を推進し、そのメリットを最大限に生かした教育活動を展開しています。

【特産品・グルメ】

- 有機減農薬米「うりゅう米」
- 暑寒メロン
- 無添加の漬物の素「アラー!!カンタン」

【観光名所】

- 雨竜沼湿原
- 道の駅田園の里うりゅう
- いきいき元気村パークゴルフ場



雨竜沼湿原（撮影；岡本洋典）

2 人口等の推移

(1) 人口の推移

(単位：人)

市町名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減（平成 22 年－7 年）	増減率
芦別市	22,931	21,026	18,899	16,628	△6,303	△27.49%
赤平市	17,351	15,753	14,401	12,637	△4,714	△27.17%
滝川市	48,425	46,861	45,562	43,170	△5,255	△10.85%
砂川市	21,722	21,072	20,068	19,056	△2,666	△12.27%
歌志内市	6,867	5,941	5,221	4,387	△2,480	△36.11%
奈井江町	7,667	7,309	6,836	6,194	△1,473	△19.21%
上砂川町	5,852	5,171	4,770	4,086	△1,766	△30.18%
浦臼町	2,854	2,643	2,417	2,206	△648	△22.70%
新十津川町	8,363	8,067	7,684	7,249	△1,114	△13.32%
雨竜町	3,825	3,601	3,316	3,049	△776	△20.29%
合計	145,857	137,444	129,174	118,662	△27,195	△18.64%

[資料：国勢調査]

(2) 世帯数の推移

(単位：世帯)

市町名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減（平成 22 年－7 年）	増減率
芦別市	8,958	8,678	8,210	7,495	△1,463	△16.33%
赤平市	6,871	6,616	6,187	5,568	△1,303	△18.96%
滝川市	18,444	18,733	19,279	18,912	468	2.54%
砂川市	8,167	8,440	8,332	8,393	226	2.77%
歌志内市	2,779	2,573	2,329	1,994	△785	△28.25%
奈井江町	2,816	2,864	2,729	2,611	△205	△7.28%
上砂川町	2,467	2,364	2,199	1,950	△517	△20.96%
浦臼町	954	971	942	918	△36	△3.77%
新十津川町	2,640	2,710	2,784	2,688	48	1.82%
雨竜町	1,143	1,144	1,115	1,061	△82	△7.17%
合計	55,239	55,093	54,106	51,590	△3,649	△6.61%

[資料：国勢調査]

(3) 年少人口（15歳未満）の推移

市町名	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	増減（平成 22年－7年）	
					増減率	
芦別市	2,956	2,421	1,910	1,429	△1,527	△51.66%
赤平市	2,003	1,572	1,390	1,072	△931	△46.48%
滝川市	7,570	6,638	5,813	5,132	△2,438	△32.21%
砂川市	3,172	2,696	2,412	2,147	△1,025	△32.31%
歌志内市	843	564	446	337	△506	△60.02%
奈井江町	1,093	923	802	656	△437	△39.98%
上砂川町	627	517	455	355	△272	△43.38%
浦臼町	381	306	259	227	△154	△40.42%
新十津川町	1,292	1,127	959	858	△434	△33.59%
雨竜町	523	470	422	323	△200	△38.24%
合計	20,460	17,234	14,868	12,536	△7,924	△38.73%

[資料：国勢調査]

(4) 生産年齢人口（15～64歳）の推移

市町名	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	増減（平成 22年－7年）	
					増減率	
芦別市	14,734	12,604	10,566	8,791	△5,943	△40.34%
赤平市	11,158	9,472	8,023	6,655	△4,503	△40.36%
滝川市	33,093	30,867	28,843	26,067	△7,026	△21.23%
砂川市	14,389	13,404	12,040	10,977	△3,412	△23.71%
歌志内市	4,225	3,438	2,854	2,242	△1,983	△46.93%
奈井江町	4,963	4,466	3,939	3,358	△1,605	△32.34%
上砂川町	3,563	2,936	2,510	1,996	△1,567	△43.98%
浦臼町	1,731	1,537	1,345	1,173	△558	△32.24%
新十津川町	5,253	4,905	4,468	3,936	△1,317	△25.07%
雨竜町	2,404	2,152	1,877	1,700	△704	△29.28%
合計	95,513	85,781	76,465	66,895	△28,618	△29.96%

[資料：国勢調査]

(5) 老年人口（65歳以上）の推移

市町名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減（平成 22 年 - 7 年）	
					増減率	
芦別市	5,241	6,001	6,423	6,407	1,166	22.25%
赤平市	4,190	4,709	4,988	4,909	719	17.16%
滝川市	7,762	9,356	10,906	11,912	4,150	53.47%
砂川市	4,154	4,972	5,616	5,932	1,778	42.80%
歌志内市	1,799	1,939	1,921	1,808	9	0.50%
奈井江町	1,611	1,920	2,095	2,180	569	35.32%
上砂川町	1,662	1,718	1,805	1,735	73	4.39%
浦臼町	742	800	813	806	64	8.63%
新十津川町	1,818	2,035	2,257	2,455	637	35.04%
雨竜町	898	979	1,017	1,026	128	14.25%
合計	29,877	34,429	37,841	39,170	9,293	31.10%

[資料：国勢調査]

3 産業別就業者数の推移

(1) 第1次産業就業者数の推移

市町名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	増減（平成 22 年 - 7 年）	
					増減率	
芦別市	1,302	1,092	947	744	△558	△42.86%
赤平市	417	324	243	228	△189	△45.32%
滝川市	1,617	1,340	1,236	936	△681	△42.12%
砂川市	627	598	547	498	△129	△20.57%
歌志内市	25	26	26	54	29	116.00%
奈井江町	651	534	510	447	△204	△31.34%
上砂川町	32	43	19	48	16	50.00%
浦臼町	754	620	605	576	△178	△23.61%
新十津川町	1,553	1,268	1,081	969	△584	△37.60%
雨竜町	879	755	632	541	△338	△38.45%
合計	7,857	6,600	5,846	5,041	△2,816	△35.84%

[資料：国勢調査]

(2) 第2次産業就業者数の推移

市町名	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減(平成22年-7年)	
					増減率	
芦別市	3,627	2,819	2,152	1,837	△1,790	△49.35%
赤平市	2,776	2,269	1,639	1,321	△1,455	△52.41%
滝川市	5,485	4,980	4,010	3,463	△2,022	△36.86%
砂川市	3,251	2,763	2,191	1,985	△1,266	△38.94%
歌志内市	809	697	485	418	△391	△48.33%
奈井江町	1,562	1,271	960	781	△781	△50.00%
上砂川町	938	689	516	333	△605	△64.50%
浦臼町	290	261	175	147	△143	△49.31%
新十津川町	776	766	679	546	△230	△29.64%
雨竜町	246	241	157	128	△118	△47.97%
合計	19,760	16,756	12,964	10,959	△8,801	△44.54%

[資料：国勢調査]

(3) 第3次産業就業者数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減(平成22年-7年)	
					増減率	
芦別市	5,683	5,233	4,839	4,203	△1,480	△26.04%
赤平市	4,248	3,879	3,720	3,310	△938	△22.08%
滝川市	16,623	15,977	15,645	14,144	△2,479	△14.91%
砂川市	6,311	6,171	5,985	5,786	△525	△8.32%
歌志内市	1,521	1,456	1,381	1,071	△450	△29.59%
奈井江町	1,697	1,717	1,551	1,501	△196	△11.55%
上砂川町	1,293	1,062	981	811	△482	△37.28%
浦臼町	534	516	512	413	△121	△22.66%
新十津川町	1,997	2,015	1,987	1,869	△128	△6.41%
雨竜町	818	808	756	704	△114	△13.94%
合計	40,725	38,834	37,357	33,812	△6,913	△16.97%

[資料：国勢調査]

4 観光客入込客数

	入込総数	内道外客	内道内客	内日帰客	内宿泊客
芦別市	899,800	14,600	885,200	847,400	52,400
赤平市	198,100	200	197,900	188,200	9,900
滝川市	704,100	70,200	633,900	689,200	14,900
砂川市	1,672,000	397,000	1,275,000	1,646,700	25,300
歌志内市	412,300	6,000	406,300	399,500	12,800
奈井江町	118,700	2,400	116,300	111,700	7,000
上砂川町	92,600	1,800	90,800	86,200	6,400
浦臼町	156,800	1,200	155,600	149,900	6,900
新十津川町	133,700	11,000	122,700	110,500	23,200
雨竜町	232,200	1,000	231,200	231,800	400
合計	4,620,300	505,400	4,114,900	4,461,100	159,200

[資料：H22 北海道観光入込客数調査]

5 都市機能の利用状況

(1) 医療

滝川市立病院の居住地別患者数・割合(平成25年度)

市町名	外来延べ患者数 (人)	入院延べ患者数 (人)		合 計 (人)	割合 (%)
		割合 (%)	割合 (%)		
滝川市	167,690	76.7%	62,681	69.2%	230,371
砂川市	5,299	2.4%	1,933	2.1%	7,232
芦別市	4,830	2.2%	3,852	4.3%	8,682
赤平市	7,967	3.6%	3,910	4.3%	11,877
歌志内市	843	0.4%	687	0.8%	1,530
奈井江町	676	0.3%	318	0.4%	994
上砂川町					
浦臼町	1,264	0.6%	629	0.7%	1,893
新十津川町	17,606	8.1%	5,977	6.6%	23,583
雨竜町	5,711	2.6%	3,929	4.3%	9,640
その他	6,780	3.1%	6,715	7.4%	13,495
合 計	218,666	100%	90,631	100%	309,297
					100%

砂川市立病院の居住地別患者数・割合(平成25年度)

市町名	外来延べ患者数 (人)	入院延べ患者数 (人)		合 計 (人)	割合 (%)
		割合 (%)	割合 (%)		
滝川市	38,501	14.5%	20,165	14.5%	58,666
砂川市	99,952	37.7%	35,642	25.7%	135,594
芦別市	10,574	4.0%	7,294	5.3%	17,868
赤平市	13,585	5.1%	10,409	7.5%	23,994
歌志内市	18,101	6.8%	11,061	8.0%	29,162
奈井江町	20,900	7.9%	9,946	7.2%	30,846
上砂川町	20,868	7.9%	11,633	8.4%	32,501
浦臼町	5,359	2.0%	3,695	2.7%	9,054
新十津川町	14,484	5.5%	5,716	4.1%	20,200
雨竜町	2,422	0.9%	1,174	0.8%	3,596
その他	20,215	7.6%	22,098	15.9%	42,313
合 計	264,961	100%	138,833	100%	403,794
					100%

(2) 交通

北海道中央バス・空知中央バス

路線名	利用者数	路線名	利用者数
滝川市内線	222,439	砂芦線	278,436
滝新線	166,734	滝芦線	73,977
滝川ふれ愛の里線	13,483	焼山線	36,770
ふるさと公園線	16,301	上砂川線	57,276
滝川美唄線	81,816	高速たきかわ号	142,469
滝川奈井江線	80,589	高速るもい号	136,201
歌志内線	420,871	高速しんとつかわ号	8,585
滝川北竜線	31,112	滝深線（空中）	174,716
滝川浦臼線	44,038	深滝線（空中）	199,264
計	1,077,383	計	1,107,694
合計			2,185,077

※北海道中央バス（株）及び空知中央バス（株）より【平成25年度】

6 都市機能の集積状況

滝川市、砂川市における公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、商業機能、その他行政及び民間分野における都市機能の集約状況は、概ね以下のとおりです。

	都市機能	施設名等	
		滝川市	砂川市
医療・福祉	医療機関	54施設（うち歯科診療所 25施設）	18施設（うち歯科診療 9施設）
	初期救急医療機関	1施設 (滝川市休日夜間急病センター)	なし
	二次救急医療機関	2施設 (滝川市立病院、滝川脳神経外科病院)	1施設 (砂川市立病院)
	救急告示病院	2施設 (滝川市立病院、滝川脳神経外科病院)	1施設 (砂川市立病院)
	病後児保育	1施設 (滝川中央保育所)	なし
	子育て施設	市立保育所 6か所 子育て支援センター 2か所	市立保育所 3か所、 子育て支援センター 1か所
	障がい者支援施設等	30施設 ・生活介護事業所（2施設） ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援B型事業所（4施設） ・身体障害者福祉センター ・生活訓練事業所（2施設） ・児童発達支援事業所（2施設） ・放課後等デイサービス事業所（4施設） ・共同生活介護（5施設） ・共同生活援助 ・相談支援事業所（4施設） ・訪問介護事業所（4施設）	26施設 ・施設入所支援 ・共同生活援助・介護施設（9施設） ・生活介護事業所（3施設） ・就労移行支援事業所（2施設） ・就労継続支援A型事業所 ・就労継続支援B型事業所（6施設） ・生活訓練事業所 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・地域生活支援センター
	高齢者福祉施設等	31施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・軽費老人ホーム（2施設） ・有料老人ホーム（3施設） ・老人福祉センター ・老人介護支援センター（8施設） ・地域包括支援センター ・老人デイサービスセンター（7施設） ・認知症高齢者グループホーム（7施設）	15施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・老人福祉センター ・地域包括支援センター ・老人デイサービスセンター（6施設） ・認知症高齢者グループホーム（3施設）
教育・文化・スポーツ	高等学校	3校 (滝川高校、滝川西高校、滝川工業高校)	1校 (砂川高校)
	専修学校	滝川市立高等看護学院	砂川市立病院付属看護専門学校
	図書館	1館 (滝川市立図書館)	1館 (砂川市図書館)
	市民会館・文化会館	2館 (滝川市文化センター、たきかわホール)	1館 (砂川市地域交流センターゆう)

教育・文化・スポーツ	博物館等	7館 ・滝川市美術自然史館 ・滝川市郷土館 (本館、華月館、屯田兵屋) ・滝川市航空動態博物館 ・滝川市こども科学館(本館、分館)	なし
	体育施設	・滝川市青年体育センター ・滝川市スポーツセンター ・滝川市弓道場 ・滝川市営球場 ・滝川スケートリンク ・滝川市営テニスコート ・すばーく滝川(多目的施設) ・滝川市サイクリングターミナル ・滝の川市民プール ・滝川市B&G海洋センター ・パークゴルフ場(4か所)	・総合体育館 ・陸上競技場 ・砂川市営球場 ・砂川市B&G海洋センター体育館 ・砂川市B&G海洋センター艇庫 ・砂川市営弓道場 ・砂川市営テニスコート ・パークゴルフ場(3か所)
	都市公園	68か所(滝の川公園ほか)	25か所 (石山公園、北光公園、日の出公園ほか)
交通	鉄道駅		
	JR函館本線	2駅(滝川駅、江部乙駅)	2駅(砂川駅、豊沼駅)
	JR根室本線	2駅(滝川駅、東滝川駅)	
	バス路線	16路線(滝川市内線ほか) ※都市間高速バス3路線を含む	7路線(焼山線ほか) ※都市間高速バス1路線を含む
	高速道路	道央自動車道(滝川インターチェンジ)	道央自動車道(砂川サービスエリア)
	国道	3本(国道12号、38号、451号)	1本(国道12号)
商業・金融	大規模小売店舗	20施設(店舗面積1,000m ² 以上)	5施設(店舗面積1,000m ² 以上)
	銀行・信用金庫 ・信用組合・労働金庫	9店舗 ・北門信用金庫(4店舗)・北洋銀行 ・北海道銀行・北海道労働金庫 ・空知商工信用組合・北空知信用金庫	5店舗 ・北門信用金庫・北洋銀行 ・北海道銀行・北海道労働金庫 ・空知商工信用組合
	農協	JAたきかわ	JA新すながわ
	郵便局	9か所	6か所
行政機関	国の機関	○法務省関係(札幌地方検察庁滝川支部、滝川区検察庁、札幌法務局滝川支局) ○財務省関係(滝川税務署) ○厚生労働省関係(滝川労働基準監督署、滝川公共職業安定所) ○防衛省関係(陸上自衛隊滝川駐屯地) ○国土交通省関係(札幌開発建設部滝川道路事務所、札幌開発建設部滝川河川事務所(池の前排水機場、滝川排水機場、滝川地区地域防災施設)) ○裁判所(札幌地方裁判所滝川支部、札幌家庭裁判所滝川支部、滝川簡易裁判所)	○厚生労働省関係 (滝川公共職業安定所砂川出張所) ○日本年金機構砂川年金事務所 ○国土交通省関係(遊水地管理棟)
	道の機関	○滝川警察署(本署1、交番7) ○高速道路交通警察隊滝川分駐所 ○滝川保健所 ○札幌建設管理部滝川出張所 ○北海道立総合研究機構花・野菜技術センター	○空知総合振興局空知森づくりセンター砂川事務所 ○北海道障害者能力開発校 ○砂川警察署(本署1、交番3) ○ネイパル砂川 ○北海道子どもの国

第3章 圏域の将来像

我が国は本格的な人口減少社会の到来を迎え、地方圏では大幅な人口減少と急激な少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展や地域経済の低迷、地方分権の推進など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、人口が増えるという前提で進められてきた政策のあり方を見直し、地域が知恵を出し、創意工夫をしながら自主的・自律的な地域づくりを進めることができます。

本圏域は、石狩川と空知川の流域地帯に位置し、肥沃な大地や水資源に恵まれ、国定公園や道立自然公園を有する自然豊かな地域です。また、地震や風水害などの災害が少なく、安心とゆとりを持ち合わせているほか、圏域内にはJRや国道、道央自動車道が接続しており、道央、道北、道東を結ぶ交通の要衝となっています。

かつては日本のエネルギー産業を支えた産炭地域として発展してきましたが、その後の石炭産業の衰退による地域経済の低迷や急激な人口流出を経験し、現在は高齢化率の非常に高い地域となっています。

また、広域行政の取り組みは古く、昭和44年の広域市町村圏の指定を受けて以降、多くの広域連携事業に取り組んできています。

こうした背景の中で育まれた生活文化、産業や地域固有の風土のもと、地域資源を活用して地域力を高め、それぞれの特色を生かしながら、住民が安全で安心して暮らし続けられる地域社会の形成と魅力ある圏域づくりに積極的に取り組み、人口定住を促進します。

具体的には、子どもから高齢者まで安心で生きがいと潤いの持てる生活を送ることができるよう、医療や福祉体制の確保、教育環境や子育て環境の充実、適正な廃棄物処理、安全安心な消費生活環境や防災体制の確保など、すべての地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる圏域づくりを目指します。

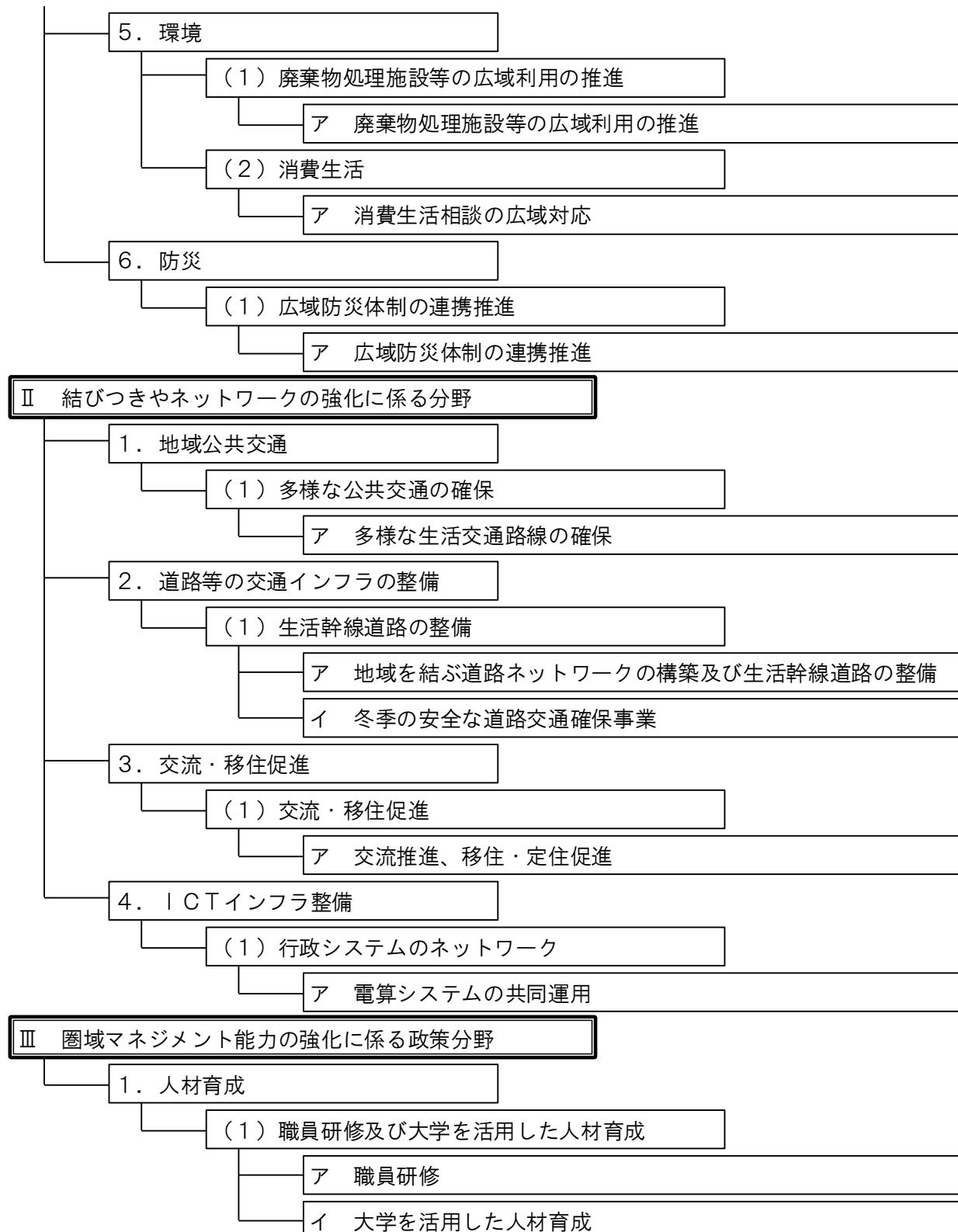
また、地域経済の維持・向上を実現するため、地域資源を生かした特産品等のブランド化と圏域内外への販路拡大、さらには、広域観光による誘客促進を図り、雇用の創出とあわせて、地域経済の振興を目指します。

さらに、圏域内外を結ぶ交通ネットワークの維持・確保や生活幹線道路の整備等により、日常の買い物から福祉・医療、学習・文化活動や観光産業など、交流人口の拡大や圏域への人の流入を促進し、潤いと賑わいのある地域づくりを目指します。

第4章 定住自立圈形成協定に基づき推進する具体的取組

1 共生ビジョンの体系





2 具体的な事業と内容

I 生活機能の強化に係る政策分野

1. 医療

(1) 救急医療の維持確保対策

協定の内容	(取組の内容) 圏域の初期救急医療体制を確保するため、休日・夜間救急診療体制を維持するとともに、圏域住民に対して救急医療知識の普及啓発を図る。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 休日・夜間救急診療体制を維持するため、医師会等に委託して、初期救急医療の体制確保と圏域住民への救急医療啓発を行う。圏域における二次救急医療体制の維持確保を図る。
	(乙の役割・歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町) 甲が行う休日・夜間の初期救急医療体制の維持確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。

- I - 1 - (1) ア 在宅当番医制運営事業
イ 病院群輪番制運営事業
ウ 小児救急医療体制支援事業

(2) 圏域医療体制の充実

協定の内容	(取組の内容) 圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図るとともに、ＩＣＴを活用するなど共有する診療情報を有効に活用し、質の高い医療を提供する。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 圏域医療における役割分担の下、医療連携を強化し、病院間で相互支援を行うことにより医療体制の充実を図る。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町) 圏域医療における役割分担の下、医療連携について、必要な協力と応分の経費を負担する。

- I - 1 - (2) ア 医療体制の充実

I-1-(1) ア 在宅当番医制運営事業

事 業 内 容		平日夜間と休日における内科・外科系の救急診療当番制事業を実施するとともに、初期救急医療体制の維持確保及び地域住民への救急医療の啓発普及を図る。
効 果		平日夜間と休日における初期救急医療の体制確保と地域住民への救急医療啓発によって、地域住民の生命に対する安全性と安心感の向上が図られる。
役 割 分 担	滝 砂	関係市町からの負担金の取りまとめを行うとともに医師会等への委託料の支払い事務を行う。
	関 係 市 町	各自治体が必要な経費を負担する。
補 助 制 度 等		普通交付税密度補正Ⅰの一部摘要

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
救急医療啓発普及事業	芦別市	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	9,750
救急医療啓発普及事業	赤平市	2,879	2,879	2,879	2,879	2,879	14,395
救急医療啓発普及事業		2,876	2,876	2,876	2,876	2,876	14,380
在宅当番医制運営事業		3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500
休日夜間急病センター運営事業	滝川市	24,709	32,000	32,000	32,000	32,000	152,709
H27 休日夜間初期救急維持確保事業（予定）							
在宅当番医制運営事業	砂川市	2,167	2,167	2,167	2,167	2,167	10,835
救急医療啓発普及事業	歌志内市	250	250	250	250	250	1,250
救急医療啓発普及事業	奈井江町	351	351	351	351	351	1,755
救急医療啓発普及事業	上砂川町	208	208	208	208	208	1,040
救急医療啓発普及事業	浦臼町	188	188	188	188	188	940
救急医療啓発普及事業負担金	新十津川町	664	664	664	664	664	3,320
	雨竜町						
	他						
	合計	39,742	47,033	47,033	47,033	47,033	227,874

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-1-(1) イ 病院群輪番制運営事業

事 業 内 容	中空知圏域における第二次救急医療を実施する公的医療機関等の長期的かつ安定的な医療体制を確保する。 ※現状の当番病院は、砂川市立病院、滝川市立病院、滝川脳神経外科病院、市立赤平総合病院、市立芦別病院	
効 果	中空知圏域の第二次救急医療体制の確保が図られる。	
役割分担	滝 砂	砂川市の役割 関係市町からの負担金の取りまとめ、医療機関への交付金の支払い事務
	関 係 市 町	各自治体が必要な経費を負担する。
補助制度等	普通交付税の単位費用	

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
病院群輪番制運営事業	芦別市	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040	15,200
病院群輪番制運営事業	赤平市	2,979	2,979	2,979	2,979	2,979	14,895
病院群輪番制運営事業	滝川市	4,082	4,082	4,082	4,082	4,082	20,410
病院群輪番制運営事業	砂川市	5,059	5,059	5,059	5,059	5,059	25,295
病院群輪番制運営事業	歌志内市	225	225	225	225	225	1,125
病院群輪番制運営事業	奈井江町	253	253	253	253	253	1,265
病院群輪番制運営事業	上砂川町	219	219	219	219	219	1,095
病院群輪番制運営事業	浦臼町	196	196	196	196	196	980
広域救急病院群輪番制運営事業負担金	新十津川町	267	267	267	267	267	1,335
病院群輪番制運営事業	雨竜町	206	206	206	206	206	1,030
	他						
	合計	16,526	16,526	16,526	16,526	16,526	82,630

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-1-(1) ウ 小児救急医療体制支援事業

事 業 内 容	小児重症患者の休日及び夜間における受入れ医療機関を決定し、中空知圏域の第二次救急医療体制を確保する。 ※現状の当番病院は、砂川市立病院、滝川市立病院、市立赤平総合病院	
効 果	中空知圏域の小児の第二次救急医療体制の確保が図られる。	
役割分担	滝川市	砂川市が 関係市町からの負担金の取りまとめ、各医療機関への交付金の支払い事務、北海道補助金申請事務を行う。
	関係市町	各自治体が必要な経費を負担する。
補助制度等	※2/3 が道費補助金、1/3 が各市町負担金 小児救急医療対策事業費補助金	

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
小児救急医療支援事業	芦別市	70	70	70	70	70	350
小児救急医療支援事業	赤平市	335	335	335	335	335	1,675
小児救急医療支援事業	滝川市	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	5,750
小児救急医療支援事業	砂川市	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	5,445
小児救急医療支援事業	歌志内市	40	40	40	40	40	200
小児救急医療支援事業	奈井江町	44	44	44	44	44	220
小児救急医療支援事業	上砂川町	38	38	38	38	38	190
小児救急医療支援運営事業	浦臼町	35	35	35	35	35	175
小児救急医療支援事業負担金	新十津川町	47	47	47	47	47	235
小児救急医療支援事業	雨竜町	36	36	36	36	36	180
	他						
	合計	2,884	2,884	2,884	2,884	2,884	14,420

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-1-(2) ア 医療体制の充実

事業内容		圏域の医療資源を有効に活用し、圏域住民が安心して暮らせるよう、医療体制の充実を図るとともに、ICTを活用するなど共有する診療情報を有効に活用し、質の高い医療を提供する。
効果		圏域医療における役割分担のもとに、地域における医療体制の充実を図るとともに、医療情報の共有を促進することにより、連携する医療機関で相互に参照することが可能となり医療情報連携の緊密化が図られる。
役割分担	滝砂	病院間における医療連携や相互支援を図るとともに必要な協力をを行い、医療情報の共有化とネットワークの充実を図る。
	関係市町	病院間における医療連携について、必要な協力や支援を図る。 各病院間で応分の経費を負担する。
補助制度等		医師の派遣を受ける経費（旅費等）の1/2が特別交付税措置

(単位：千円)

事業名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
医師等派遣・支援事業 地域医療ネットワーク基盤整備事業	芦別市	6,600 0	6,600 21,200	6,600 14,044	6,600 1,044	6,600 1,044	33,000 37,332
医師等派遣・支援事業 地域医療ネットワーク基盤整備事業	赤平市	5,342 0	5,342 21,200	5,342 14,044	5,342 1,044	5,342 1,044	26,710 37,332
医師等派遣・支援事業 地域医療ネットワーク基盤整備事業	滝川市	20,826 0	20,826 21,200	20,826 14,044	20,826 1,044	20,826 1,044	104,130 37,332
医師等派遣・支援事業 地域医療ネットワーク基盤整備事業	砂川市	50,459 21,200	50,459 8,044	50,459 7,044	50,459 1,044	50,459 1,044	252,295 38,376
地域医療ネットワーク基盤整備事業	歌志内市	0	21,200	14,044	1,044	1,044	37,332
小児科診療委託 地域医療ネットワーク基盤整備事業	奈井江町	1,968 0	1,968 21,200	1,968 14,044	1,968 1,044	1,968 1,044	9,840 37,332
	上砂川町						
	浦臼町						
	新十津川町						
	雨竜町						
	他						
	合計	106,395	199,239	162,459	91,459	91,459	651,011

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I 生活機能の強化に係る政策分野

2. 福祉

(1) 障がい者福祉の推進

協定の内容	(取組の内容) 障がい者の自立と障がい児の早期療育を促進するため、地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用を進め、安定した事業運営を図る。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用に関する連携に努め、連携に関する調整や助言を行う。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 地域活動支援センター及び相談支援事業所、障害児通所支援事業所の広域利用に関する連携に努める。

- I-2- (1) ア 障がい児通所支援事業
イ 地域活動支援センター事業及び相談支援事業

(2) 保育所広域入所事業

協定の内容	(取組の内容) 保育所の相互利用を可能とし、日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応し、圏域の子育て支援の取組を推進する。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 保育サービスの充実と連携に努め、円滑な広域入所の取組に努める。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 保育サービスの充実と連携に努め、円滑な広域入所の取組に努める。

- I-2- (2) ア 保育所広域入所事業

I-2- (1) ア 障がい児通所支援事業

事 業 内 容	心身の発達や成長の遅れに心配のある子どもに対して、発達状況に応じて保護者や関係機関と連携を図りながら、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応に関する指導などを行い、家庭や地域で健やかに育っていくための支援を行う。 現状　滝川市、雨竜町：子ども発達支援センター～肢体、発達、発音の指導など。 砂川市、1市4町：子ども通園センター～児童発達支援、放課後等デイサービス（歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町） 芦別市：児童デイサービスセンター 赤平市：子育て支援センターと芦別市の施設を利用、芦別市へ負担金を支払う体制がない。
効 果	子どもの心身の育成を助長することを目的としたセンターの安定した事業運営の確保が図られる。
役割分担	子ども通園センター等を設置、運営管理する。
	各自治体が必要な経費を負担する。
補助制度等	地域づくり総合交付金（発達支援センター事業補助金）：北海道補助金 子ども発達支援事業専門支援事業費補助金：北海道補助金

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
	芦別市						
	赤平市						
こども発達支援センター事業	滝川市	46,434	46,434	46,434	46,434	46,434	232,170
子ども通園センター運営管理事業	砂川市	15,373	15,373	15,373	15,373	15,373	76,865
子ども通園センター事業負担金	歌志内市	29	29	29	29	29	145
子ども通園センター事業負担金	奈井江町	60	60	60	60	60	300
子ども通園センター事業負担金	上砂川町	47	47	47	47	47	235
子ども通園センター事業負担金	浦臼町	33	33	33	33	33	165
子ども通園センター事業負担金	新十津川町	126	126	126	126	126	630
こども発達支援センター事業	雨竜町	2,058	2,058	2,058	2,058	2,058	10,290
	他						
	合計	64,160	64,160	64,160	64,160	64,160	320,800

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-2-(1) イ 地域活動支援センター事業及び相談支援事業

事 業 内 容	障がい者（児）の自立と社会参加を促進させるため、地域活動支援センターの広域利用を推進する。 現状：砂川市は4市4町と共に委託。 地域活動支援センターぽぽろ（社会福祉法人くるみ会） (赤平市、滝川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町) ：芦別市は非営利特定法人が実施する「地域活動支援センター事業」に補助金を交付。 ：新十津川町は地域活動支援センターあざれあ工房（町社会福祉協議会）にも補助金を交付。 ：雨竜町は運営費負担金を地域活動支援センターあざれあ工房に直接交付。
効 果	広域利用により、安定した事業運営の確保が図られる。
役割分担	滝川市 各市町と連携し、地域活動支援センター事業及び相談支援事業の広域利用を推進するとともに、委託事業者と契約を締結し、必要な経費を負担する。 関係市町 各市町は委託事業者と契約を締結し、必要な経費を負担する。
補助制度等	地域活動支援センター事業の基本分は普通交付税の単位費用 地域活動支援センター機能強化事業補助金（国庫補助金及び北海道補助金）

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
地域活動支援センター事業	芦別市	2,710	2,710	2,710	2,710	2,710	13,550
地域活動支援センター事業及び相談支援事業	赤平市	595	595	595	595	595	2,975
地域活動支援センター事業（委託料）	滝川市	3,649	3,649	3,649	3,649	3,649	18,245
地域活動支援センター事業・相談支援事業（委託料）	砂川市	8,401	8,401	8,401	8,401	8,401	42,005
地域活動支援センター等運営事業（支援センター）	歌志内市	320	320	320	320	320	1,600
地域活動支援センター事業・相談支援事業	奈井江町	1,703	1,703	1,703	1,703	1,703	8,515
地域活動支援センター事業、相談支援事業委託	上砂川町	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	11,810
地域活動支援センター事業委託料・相談支援事業委託料	浦臼町	835	835	835	835	835	4,175
地域活動支援センター負担金		630	630	630	630	630	3,150
地域活動支援センター負担金	新十津川町	7,271	7,271	7,271	7,271	7,271	36,355
地域活動支援センター負担金	雨竜町	100	100	100	100	100	500
	他						
	合計	28,576	28,576	28,576	28,576	28,576	142,880

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-2-(2) ア 保育所広域入所事業

事 業 内 容		日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組みを推進する。
効 果		児童に対し、認可保育所での適切な保育を提供し、子育てに対する不安の解消や育児と仕事の両立が図られる。
役 割 分 担	滝 砂	協定に基づく保育所での児童受入れ及び委託先への保育単価の支出。
	関 係 市 町	協定に基づく保育所での児童受入れ及び委託先への保育単価の支出。
補 助 制 度 等		普通交付税の単位費用

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
保育所広域入所（業務委託料）	芦別市	1,259	1,259	1,259	1,259	1,259	6,295
赤平市広域入所実施事業	赤平市	970	970	970	970	970	4,850
広域入所負担金事業	滝川市	2,354	2,354	2,354	2,354	2,354	11,770
保育所広域入所委託料	砂川市	1,418	1,418	1,418	1,418	1,418	7,090
保育所一般経費（広域入所保育委託）	歌志内市	1,934	1,934	1,934	1,934	1,934	9,670
保育所広域入所	奈井江町	485	485	485	485	485	2,425
保育所広域入所	上砂川町						
保育所広域入所委託料	浦臼町	8,362	8,362	8,362	8,362	8,362	41,810
保育所広域入所負担金	新十津川町	522	522	522	522	522	2,610
保育所広域入所	雨竜町	695	695	695	695	695	3,475
	他						
	合計	17,999	17,999	17,999	17,999	17,999	89,995

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I 生活機能の強化に係る政策分野

3. 教育

(1) 学校教育の充実

協定の内容	(取組の内容) 個別の支援を必要とする圏域内の児童生徒に対し、教育の機会の均等を図るとともに、教育内容の充実のため各種事業を実施する。また、施設や人材の活用を図り、圏域住民のサービス向上を図る。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 事業運営の充実と拠点施設の設置・整備を図る。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 児童生徒が各種事業や拠点施設を利用できるよう情報提供や条件整備を行う。

I-3-(1) ア 言語治療教室通級事業
イ 学校適応指導事業

(2) 国際教育の充実

協定の内容	(取組の内容) 外国語指導助手、国際交流員等の配置により、語学指導や異文化理解への情報提供を行うとともに、国際化に対応した人材育成と国際交流活動の推進を図る。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 外国語指導助手、国際交流員等の有効活用を推進する。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 外国語指導助手、国際交流員等の有効活用を推進する。

I-3-(2) ア 国際教育の推進

(3) 公の施設の相互利用の推進

協定の内容	(取組の内容) 圏域住民の生涯学習機会等の充実を図り、公共施設の効率的な利用を促進するため、公共施設の適正な維持管理・運営事業を行う。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 施設維持管理・運営事業については、各自治体が行う。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 施設維持管理・運営事業については、各自治体が行う。

I - 3 - (3) ア 公の施設の相互利用の推進

I-3- (1) ア 言語治療教室通級事業

事 業 内 容	発達障がいやことばに障がいのある児童・生徒が通常学級に在籍し、個別指導を受ける。 言語通級教室や適応指導教室は、連携することできめ細かい教育が可能となる。 (現状) 砂川市：1市4町と提携、ことば障害 週に2時間、教員3名、砂川中央小学校 滝川市：単独、ことば、発達障害、教員5名、滝川第二小学校、滝川第三小学校、明苑中学校 芦別市：単独、ことば 赤平市：発達支援センターが兼ねているが、専門機関教室は無い 保護者の希望もあり、今後は通級指導教室の開設を検討 雨竜町：今は滝川市のことばも発達支援センターを利用
効 果	継続的な指導によりことばの障害が改善されている。
役割分担	砂川市立中央小学校に教室を設置している。
	各市町の児童を通級させ、必要経費を負担する。
補助制度等	

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
単) ことばの教室運営	芦別市	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138	5,690
	赤平市						
単) 小学校・中学校運営事業 3校設置	滝川市	118	118	118	118	118	590
広域 言語治療教室通級	砂川市	289	289	289	289	289	1,445
" 言語治療教室通級	歌志内市	77	77	77	77	77	385
" 言語治療教室通級	奈井江町	78	78	78	78	78	390
" 言語治療教室通級、 <u>通学費補助</u>	上砂川町	62・72	62・72	62・72	62・72	62・72	310・360
" 言語治療教室通級、 <u>通学費補助</u>	浦臼町	125・216	125・216	125・216	125・216	125・216	625・1,080
" 言語治療教室通級	新十津川町	68	68	68	68	68	340
	雨竜町						
	他						
	合計	2,243	2,243	2,243	2,243	2,243	11,215

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-3- (1) イ 学校適応指導事業

事 業 内 容	不登校児童生徒の学校復帰のための支援・指導を行うとともに、当該児童生徒の保護者との相談体制の充実を図る。 現状：奈井江町、浦臼町、美唄は共同運営 ：新十津川町、滝川市はH25協定 （滝川市において、H25より広域的な受け入れの連携模索） ：芦別市（単独） ：上記以外の市町は事業なし ：赤平市は滝川市との連携を検討
効 果	適応指導を通して、児童生徒に自信がつき、生活リズムを取り戻し、学校復帰を図り、安定した学校生活が送ることが可能となる。
役割分担	滝川市教育支援センターに設置する適応指導教室の有効活用を推進する。
	単独設置若しくは共同運営に加入している市町以外は、適応指導教室の利用を図り、不登校児童生徒の支援、指導を行う。
補助制度等	

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
単) 適応指導教室運営	芦別市	2,925	2,925	2,925	2,925	2,925	14,625
	赤平市						
共同) 適応指導教室運営事業	滝川市	8,854	8,854	8,854	8,854	8,854	44,270
	砂川市						
	歌志内市						
共同) 美唄地区適応指導教室負担金	奈井江町	424	420	420	420	420	2,104
	上砂川町						
共同) 美唄地区適応指導教室負担金	浦臼町	330	330	330	330	330	1,650
共同) 適応指導教室負担金	新十津川町	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404	7,020
	雨竜町						
	他						
	合計	13,937	13,933	13,933	13,933	13,933	69,669

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-3-(2) ア 国際教育の推進

事業内容	圏域内の小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置することにより、日本人の外国語教師の授業補助をはじめ、児童生徒に対する語学指導や異文化理解への情報提供を行うとともに、地域の国際交流に関する活動へ参加する。 また、国際交流員(CIR)の配置により、国際活動に関連する事業の補助や国際交流に参加する地域活動への参加、地域住民の語学習得の支援を行う。
効果	外国語指導助手(ALT)及び国際交流員(CIR)の配置及び効果的な活用により、外国語コミュニケーション能力の向上と国際理解が深められ、国際感覚豊かな青少年の育成が図られるほか、地域における国際化が推進される。
役割分担	外国語指導助手(ALT)及び国際交流員(CIR)の有効活用を推進する。
	外国語指導助手(ALT)及び国際交流員(CIR)の有効活用を推進する。
補助制度等	普通交付税の単位費用(地域振興費密度補正Ⅲ:4,720千円/人)

(単位:千円)

事業名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
英語指導助手に要する経費	芦別市	4,832	4,832	4,832	4,832	4,832	24,160
国際交流員に要する経費	芦別市	3,801	3,801	3,801	3,801	3,801	19,005
外国青年招致事業	赤平市	4,417	3,930	3,930	3,930	3,930	20,137
外国青年招致事業(CIR)	滝川市	14,503	14,503	14,503	14,503	14,503	72,515
外国青年招致事業(ALT)	滝川市	22,647	22,647	22,647	22,647	22,647	113,235
外国青年招致事業(ALT)	砂川市	4,629	4,629	4,629	4,629	4,629	23,145
外国青年招致事業(ALTの招致)	歌志内市	3,943	3,943	3,943	3,943	3,943	19,715
英語指導助手に要する経費	奈井江町	5,789	5,432	5,432	5,432	5,432	27,517
ALT関連経費(報酬等)	上砂川町	4,170	4,354	4,700	4,700	4,700	22,624
英語指導助手に要する経費	浦臼町		5,000	5,000	5,000	5,000	20,000
外国青年招致事業	新十津川町	4,283	4,283	4,283	4,283	4,283	21,415
英語指導助手設置経費	雨竜町	5,267	5,267	5,267	5,267	5,267	26,335
	合計	78,281	82,621	82,967	82,967	82,967	409,803

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I - 3 - (3) ア 公の施設の相互利用の推進

事 業 内 容		圏域市町が持つ社会教育、文化・スポーツ施設等の効率的な利用を促進するため、公の施設の適正な維持管理・運営事業を行うとともに、施設の相互利用を推進し、圏域住民の利便性の向上を図る。
効 果		公の施設の適正な維持管理や運営事業など、施設の相互利用の推進によって、公の施設の有効活用と生涯学習機会及び健康増進の充実が図られる。
役 割 分 扱	滝 砂	公の施設の維持管理・運営事業については、各自治体が行う。
	関 係 市 町	公の施設の維持管理・運営事業については、各自治体が行う。
補 助 制 度 等		

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
図書館運営管理経費	芦別市	5,282	5,282	5,282	5,282	5,282	26,410
図書購入費	芦別市	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000
図書館運営管理経費	赤平市	4,386	4,300	4,350	4,350	4,400	21,786
図書購入費	赤平市	2,800	3,000	3,000	3,000	3,000	14,800
図書館運営管理経費	滝川市	16,261	16,261	16,261	16,261	16,261	81,305
図書購入費	滝川市	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	35,000
図書館運営管理経費	砂川市	12,077	12,077	12,077	12,077	12,077	60,385
図書購入費	砂川市	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
図書館運営管理経費	歌志内市	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	9,850
図書購入費	歌志内市	610	610	610	610	610	3,050
図書館運営管理経費	奈井江町	2,424	7,255	2,155	2,289	2,155	16,278
図書購入費	奈井江町	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	6,000
図書館運営管理経費	上砂川町	1,197	1,197	1,197	1,197	1,197	5,985
図書購入費	上砂川町	550	550	550	550	550	2,750
図書館運営管理経費	浦臼町	17	17	17	17	17	85
図書購入費	浦臼町	330	330	330	330	330	1,650
図書館運営管理経費	新十津川町	24,750	24,750	24,750	24,750	24,750	123,750
図書購入費	新十津川町	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	30,000
図書館運営管理経費	雨竜町	2,813	2,813	2,813	2,813	2,813	14,065
図書購入費	雨竜町	800	800	800	800	800	4,000
	他						
	合計	97,467	102,412	97,362	97,496	97,412	492,149

(単位 : 千円)

事業名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
社会教育施設（文化施設含む）	芦別市	49,067	49,067	49,067	49,067	49,067	245,335
社会体育施設（スポーツ施設含む）	芦別市	95,479	95,479	95,479	95,479	95,479	477,395
社会教育施設（文化施設含む）	赤平市	43,964	34,967	35,109	34,967	34,967	183,974
社会体育施設（スポーツ施設含む）	赤平市	48,956	57,325	57,482	76,354	55,114	295,231
社会教育施設（文化施設含む）	滝川市	123,930	123,930	123,930	123,930	123,930	619,650
社会体育施設（スポーツ施設含む）	滝川市	130,092	130,092	130,092	130,092	130,092	650,460
社会教育施設（文化施設含む）	砂川市	83,422	83,422	83,422	83,422	83,422	417,110
社会体育施設（スポーツ施設含む）	砂川市	49,938	42,620	42,620	42,620	42,620	220,418
社会教育施設（文化施設含む）	歌志内市	29,172	29,172	29,172	29,172	29,172	145,860
社会体育施設（スポーツ施設含む）	歌志内市	12,305	12,305	12,305	12,305	12,305	61,525
社会教育施設（文化施設含む）	奈井江町	60,420	40,776	47,537	196,331	31,792	376,856
社会体育施設（スポーツ施設含む）	奈井江町	36,870	98,443	54,870	76,870	36,870	303,923
社会教育施設（文化施設含む）	上砂川町	19,749	19,749	19,749	19,749	19,749	98,745
社会体育施設（スポーツ施設含む）	上砂川町	10,062	10,062	10,062	10,062	10,062	50,310
社会教育施設（文化施設含む）	浦臼町	1,502	1,502	1,502	1,502	1,502	7,510
社会体育施設（スポーツ施設含む）	浦臼町	7,742	7,742	7,742	7,742	7,742	38,710
社会教育施設（文化施設含む）	新十津川町	63,806	17,373	17,373	17,373	17,373	133,298
社会体育施設（スポーツ施設含む）	新十津川町	71,512	71,512	71,512	71,512	71,512	357,560
社会教育施設（文化施設含む）	雨竜町	12,314	12,314	12,314	12,314	12,314	61,570
社会体育施設（スポーツ施設含む）	雨竜町	14,435	14,435	14,435	14,435	14,435	72,175
	他						
	合計	964,737	952,287	915,774	1,105,298	879,519	4,817,615

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I 生活機能の強化に係る政策分野

4. 産業振興

(1) 鳥獣被害防止対策の推進

協定の内容	(取組の内容) 農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して協議の場を設け、被害状況や被害防止対策等の情報交換や処理費用の軽減に向けた手法を検討するための連携を進める。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り、鳥獣被害防止対策を実施する。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り、鳥獣被害防止対策を実施する。

I-4-(1) ア 鳥獣被害防止対策事業

(2) 地域資源を活用した農商工・観光振興

協定の内容	(取組の内容) 圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させ地域ブランドの情報を発信していくとともに、関係団体と連携し地産地消、物産振興、地域ブランドの販路拡大を図り、都市と農村の交流、観光ルートの開発やイベント等を通して農商工・観光の振興を図る。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 圏域内のイベント及び物産情報等を集約し、圏域内外に向けて発信するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) イベント及び物産情報等を提供するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する。

I-4-(2) ア 観光・物産・交流事業

(3) 雇用・就業支援対策の推進

協定の内容	(取組の内容) セミナーや技能講習等を計画・実施し、技術者の技能向上を図り、通年雇用化等を目指す。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 関係団体との連携により技能者等のセンター機能の充実と利用促進を図る。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 技能者等のセンター機能の利用によるスキルアップを図る。

I-4-(3) ア 雇用・就業支援対策事業

I-4- (1) ア 鳥獣被害防止対策事業

事 業 内 容		<p>農林業への被害防止を図るため、関係機関・団体と連携して協議の場を設け、被害状況や被害防止対策、効果的な駆除対策等の情報交換や、処理費用の軽減に向けた手法を検討するための連携を進める。</p> <p>現状：砂川市と奈井江町、芦別市と赤平市がそれぞれ2自治体で協議会を設置。 滝川市、浦臼町（H24）、新十津川町は単独で協議会を設置。 歌志内市：砂川支部歌志内部会獣友会に委託 上砂川町：砂川支部上砂川部会獣友会に委託 雨竜町は、直接事業として実施。</p> <p>連携するためには、各団体等の対象とするエリア、事業規模、JAや獣友会などの関係団体の調整が必要となる。</p>						
効 果		<p>広域連携し広域的な防止対策を実施することにより有害鳥獣対策の強化が図られる。</p>						
役割分担	滝 砂	<p>エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り鳥獣被害防止対策を実施する。</p>						
	関 係 市 町	<p>エゾシカなど対象鳥獣の駆除などに関する情報交換や検討を行い、関係市町と調整を図り鳥獣被害防止対策を実施する。</p>						
補助制度等		<p>農水省：鳥獣被害防止総合対策交付金事業（推進事業・整備事業）</p>						

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
鳥獣被害防止対策事業費	芦別市	13,689	13,689	13,689	13,689	13,689	68,445
鳥獣駆除等業務委託料（獣友会委託料）	赤平市	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040	5,200
有害鳥獣対策事業	滝川市	400	400	400	400	400	2,000
獣友会報償費	滝川市	610	610	610	610	610	3,050
鳥獣被害防止対策協議会補助金	滝川市	57	57	57	57	57	285
有害鳥獣対策事業費	砂川市	891	891	891	891	891	4,455
有害鳥獣対策連絡協議会補助金事業	砂川市	91	91	91	91	91	455
鳥獣駆除等業務委託料（獣友会委託料）	砂川市	433	433	433	433	433	2,165
有害鳥獣等対策協議会補助金	歌志内市	538	538	538	538	538	2,690
有害鳥獣駆除対策事業	奈井江町	50	50	50	50	50	250
鳥獣駆除等業務委託料（獣友会委託料）	上砂川町	150	150	150	150	150	750
有害鳥獣駆除対策事業	浦臼町	1,205	1,205	1,205	1,205	1,205	6,025
有害鳥獣駆除対策事業	新十津川町	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	16,930
有害鳥獣駆除対策事業	雨竜町	637	637	637	637	637	3,185
	合計	23,177	23,177	23,177	23,177	23,177	115,885

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-4- (2) ア 観光・物産・交流事業

事 業 内 容	圏域における観光と地場産品の振興を図るため、各市町が有する観光、食、物産品等の地域資源の魅力や付加価値を維持・向上させ地域ブランドの情報を発信していくとともに、関係団体と連携し地産地消、物産振興、地域ブランドの販路拡大を図り、都市と農村の交流、観光ルートの開発やイベント等を通して観光振興、農商工の振興を図る。
効 果	中空知の地域資源の魅力や付加価値を発信することで、地域の知名度アップと海外を含めた誘客促進、地場産品の物産振興が図られ、人的交流による広域観光ニーズへの対応と、長期滞在や回遊性の向上による圏域内の経済効果の拡大、競争力の高い魅力ある観光地の形成に資する。
役割分担	地域内イベント及び物産情報を集約し、圏域内外に向けて発信するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する。 イベント及び物産情報等を提供するとともに、関係団体と連携し、農商工・観光振興事業を推進する。
補助制度等	

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
観光・物産・交流事業	芦別市	101,347	101,347	101,347	101,347	101,347	506,735
中空知広域圏負担金（観光事業分）	芦別市	601	601	601	601	601	3,005
観光・物産・交流事業	赤平市	9,600	8,800	8,800	8,800	8,800	44,800
中空知広域圏負担金（観光事業分）	赤平市	480	480	480	480	480	2,400
観光・物産・交流事業	滝川市	47,440	47,440	47,440	47,440	47,440	237,200
中空知広域圏負担金（観光事業分）	滝川市	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141	5,705
観光・物産・交流事業	砂川市	11,626	11,626	11,626	11,626	11,626	58,130
中空知広域圏負担金（観光事業分）	砂川市	640	640	640	640	640	3,200
観光・物産・交流事業	歌志内市	600	600	600	600	600	3,000
中空知広域圏負担金（観光事業分）	歌志内市	300	300	300	300	300	1,500
観光・物産・交流事業	奈井江町	10	10	10	10	10	50
中空知広域圏負担金（観光事業分）	奈井江町	348	348	348	348	348	1,740
観光・物産・交流事業	上砂川町	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	12,750
中空知広域圏負担金（観光事業分）	上砂川町	270	270	270	270	270	1,350
観光・物産・交流事業	浦臼町	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	37,500
中空知広域圏負担金（観光事業分）	浦臼町	254	254	254	254	254	1,270
観光・物産・交流事業	新十津川町	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	39,000
中空知広域圏負担金（観光事業分）	新十津川町	399	399	399	399	399	1,995
観光・物産・交流事業	雨竜町	1,701	1,701	1,701	1,701	1,701	8,505
中空知広域圏負担金（観光事業分）	雨竜町	272	272	272	272	272	1,360
	合計	194,879	194,079	194,079	194,079	194,079	971,195

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-4- (3) ア 雇用・就業支援対策事業

事 業 内 容	関係企業の従業員や求職者及び地域住民に対し、職業教育訓練を実施し企業の担い手の育成に資するほか、積雪寒冷期における季節労働者の失業を減らすため、セミナー、講習会を開催して啓発を行い、さらに季節労働者が技能資格の取得等によって、通年雇用化を目指す。 現状 ・地域の中小企業労働者や求職者及び地域住民の職業教育訓練を目的としたスキルアップセンター空知の運営を支援。 ・地域における季節労働者対策として砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町で砂川地域通年雇用促進協議会を設置、芦別市、赤平市、滝川市、新十津川町、雨竜町で滝川地域通年雇用促進協議会を設置、浦臼町は、美唄市と美唄市季節労働者通年雇用促進協議会を設置。
効 果	・様々な研修・技能講習・資格試験などの職業教育訓練を通し、労働者の技能向上、求職者の就労支援が図られている ・各地域のニーズに応じた様々な事業を展開し、季節労働者の通年雇用化に一定の成果が表れている。
役 割 分 担	滝 砂 ・関係団体との連携により技能者等センター機能の充実と利用促進を図る。 ・季節労働者支援のため、事務局や雇用促進支援員を配置し、積極的な事業の推進を図る。
	関 係 市 町 ・技能者等のセンター機能の利用によるスキルアップの向上を図る。 ・関係団体と協働で季節労働者の通年雇用化を促進する。
補 助 制 度 等	厚生労働省委託事業。北海道～季節労働者資格取得促進事業

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
協会、通促進支援負担金	芦別市	716	716	716	716	716	3, 580
協会、通促進支援負担金	赤平市	859	859	859	859	859	4, 295
協会、通促進支援負担金	滝川市	16, 851	16, 851	16, 851	16, 851	16, 851	84, 255
協会、砂川通促進支援負担金	砂川市	1, 013	1, 013	1, 013	1, 013	1, 013	5, 065
協会、砂川通促進支援負担金	歌志内市	346	346	346	346	346	1, 730
協会、砂川通促進支援負担金	奈井江町	347	347	347	347	347	1, 735
協会、砂川通促進支援負担金	上砂川町	20	20	20	20	20	100
協会、通促進支援負担金	浦臼町	213	213	213	213	213	1, 065
協会、通促進支援負担金	新十津川町	552	552	552	552	552	2, 760
協会、通促進支援負担金	雨竜町	251	251	251	251	251	1, 255
	合計	21, 168	21, 168	21, 168	21, 168	21, 168	105, 840

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I 生活機能の強化に係る政策分野

5. 環境

(1) 廃棄物処理施設等の広域利用の推進

協定の内容	(取組の内容) 廃棄物等の安定的かつ効率的な収集・処理体制を推進しながら、処理施設等の広域利用を促進する。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 乙と連携して、一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、更新時期に合わせた更なる広域化も模索しながら、応分の経費を負担する。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 甲と連携して、一部事務組合等における広域処理を維持するとともに、更新時期に合わせた更なる広域化も模索しながら、応分の経費を負担する。

I-5-(1) ア 廃棄物処理施設等の広域利用の推進

(2) 消費生活

協定の内容	(取組の内容) 複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、広域的な取組を推進しながら、圏域住民の消費生活の安定と向上を図る。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 滝川市が設置する滝川地方消費者センターを広域的に運営し、乙及び関係機関等とも連携しながら、消費生活相談員の資質向上に努め、啓発事業の実施や消費生活相談の充実を図る。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 滝川市が設置する滝川地方消費者センター又は甲及び関係機関等と連携し、啓発事業の実施や消費生活相談の充実を図るとともに、応分の経費を負担する。

I-5-(2) ア 消費生活相談の広域対応

I-5- (1) ア 廃棄物処理施設等の広域利用の推進

事業内容	<p>事業の安定的かつ効率的な運営を推進しながら、処理施設等の広域利用を行う。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理施設 <ul style="list-style-type: none"> [中継施設] <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクリーン（滝）滝川市、芦別市（生ごみのみ）、赤平市、新十津川町、雨竜町 ・クリーンプラザくるくる（砂） 砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町 [焼却処理施設] <ul style="list-style-type: none"> ・中・北空知エネクリーン（中） 滝川市、赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町及び北空知1市4町 ○し尿及び浄化槽汚泥処理施設 <ul style="list-style-type: none"> ・中空知衛生センター（滝） 滝川市、新十津川町、雨竜町 ・歌志内市衛生センター 歌志内市、（砂）砂川市・奈井江町・上砂川町・浦臼町 ・赤平市浄化センター 赤平市、（砂）砂川市 <ul style="list-style-type: none"> （単独：芦別市、（砂）は処理施設休止のため、歌志内市・赤平市に委託） ◇石狩川流域下水道奈井江浄化センターに汚泥等受入施設を建設中（平成27年4月供用開始 中空知5市5町及び南空知1市1町） ○火葬施設 <ul style="list-style-type: none"> ・滝の川斎苑（滝） 滝川市、赤平市、新十津川町、雨竜町 ・吉野斎苑（砂） 砂川市、歌志内市、上砂川町 ・奈井江葬斎場 奈井江町、浦臼町 <ul style="list-style-type: none"> （単独：芦別市） <p>※ 課題＝老朽化に伴う施設の建替え費用や廃止施設の解体費用、ごみ・し尿の収集業務等の取扱いについて、今後、必要に応じて検討</p> <p>※ （滝）は中空知衛生施設組合、（砂）は砂川地区保健衛生組合、（中）は中・北空知廃棄物処理広域連合</p>										
	効果										
	施設の建設・管理、事業運営を共同で行うことで、経費節減や事業効率化が図られる。										
	役割分担	滝 砂	各自治体が応分の経費を負担する。								
		関 係 市 町	各自治体が応分の経費を負担する。								
	補助制度等										
普通交付税の単位費用											

(単位：千円)

事業名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
一部事務組合負担金等	芦別市	239,291	211,970	211,970	211,970	211,970	1,087,171
一部事務組合負担金等	赤平市	249,274	216,734	216,734	216,734	216,734	1,116,210
一部事務組合負担金等	滝川市	577,152	554,027	554,027	554,027	554,027	2,793,260
一部事務組合負担金等	砂川市	316,962	300,858	300,858	300,858	300,858	1,520,394
一部事務組合負担金等	歌志内市	75,067	70,816	70,816	70,816	70,816	358,331
一部事務組合負担金等	奈井江町	105,353	97,774	97,774	97,774	97,774	496,449
一部事務組合負担金等	上砂川町	89,805	78,277	78,277	78,277	78,277	402,913
一部事務組合負担金等	浦臼町	59,444	51,339	51,339	51,339	51,339	264,800
一部事務組合負担金等	新十津川町	126,522	109,739	109,739	109,739	109,739	565,478
一部事務組合負担金等	雨竜町	62,578	54,243	54,243	54,243	54,243	279,550
	合計	1,901,448	1,745,777	1,745,777	1,745,777	1,745,777	8,884,556

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I-5- (2) ア 消費生活相談の広域対応

事 業 内 容	複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、相談体制の維持・確保を図るとともに、被害情報等を共有化しながら、広域的な取組みを推進する。 【現状】 滝川地方消費者センター（滝川市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町） (単独：芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、上砂川町)	
効 果	広域的消費生活相談事業の推進によって、圏域住民の消費生活の安定と向上が図られる。	
役割分担	滝 砂	消費者センター等における消費生活相談員の資質向上に努め、相談体制の充実を図りながら、圏域住民を対象とした消費生活相談を実施する。 (必要に応じて関係市町と相談内容、対応状況等の情報交換を行う)
	関 係 市 町	消費者センター等と連携し、消費者相談の円滑化を図りながら、応分の経費を負担する。 (必要に応じて関係市町と相談内容、対応状況等の情報交換を行う)
補 助 制 度 等		

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
消費生活相談業務	芦別市	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	12,775
消費生活相談業務	赤平市	3,402	3,402	3,402	3,402	3,402	17,010
滝川地方消費者センター相談事業	滝川市	2,447	2,447	2,447	2,447	2,447	12,235
消費生活相談業務	砂川市	1,124	1,044	1,044	1,044	1,044	5,300
消費生活相談業務	歌志内市	155	155	155	155	155	775
滝川地方消費者センター相談事業	奈井江町	234	234	234	234	234	1,170
消費生活相談業務	上砂川町	1,771	1,664	1,664	1,664	1,664	8,427
滝川地方消費者センター相談事業	浦臼町	125	125	125	125	125	625
滝川地方消費者センター相談事業	新十津川町	315	315	315	315	315	1,575
滝川地方消費者センター相談事業	雨竜町	160	160	160	160	160	800
	他						
	合計	12,288	12,101	12,101	12,101	12,101	60,692

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

I 生活機能の強化に係る政策分野

6. 防災

(1) 広域防災体制の連携推進

協定の内容	(取組の内容) 災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るために応援体制の確立に向けて、平常時より情報交換や事業の連携を進め、広域防災体制の整備と強化を図る。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 災害時における職員派遣や備蓄品・資機材・避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 災害時における職員派遣や備蓄品・資機材・避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する。

I-6-(1) ア 広域防災体制の連携推進

I-6- (1) ア 広域防災体制の連携推進

事 業 内 容		災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確立に向けて、平常時より情報交換や事業の連携を進め、広域防災体制の整備と強化を図る。
効 果		災害時における迅速かつ細やかな相互応援体制が構築され、住民が安心して生活できる圏域の形成が図られる。
役割分担	滝 砂	災害時に情報共有を図ると共に職員派遣や備蓄品・資機材・避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する。
役割分担	関 係 市 町	災害時に情報共有を図ると共に職員派遣や備蓄品・資機材・避難施設の相互利用が可能となる諸準備や共同事業の検討を進め、関係市町と相互応援体制を構築する。
補 助 制 度 等		福祉避難施設に備蓄する場合は、地域づくり総合交付金(福祉振興・介護保険基盤整備事業)に該当。(交付基準額：1ヶ所 150万円 交付率1/2)

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
防災備蓄品の購入	芦別市	71	71	71	71	71	355
災害備蓄品の購入	赤平市	2,329	5,050	1,423	543	1,587	10,932
災害に要する経費（備蓄品購入）	滝川市	5,195	700	700	700	700	7,995
災害対策に要する経費（備蓄品購入費）	砂川市	3,755	609				4,364
防災用備蓄物品購入	歌志内市	2,296	2,296				4,592
防災に要する経費（備蓄品）	奈井江町	2,127	2,846	2,227	1,319	450	8,969
防災備蓄品購入事業	上砂川町	1,400	1,100	1,100	1,100	1,100	5,800
備蓄品購入費（需用費）	浦臼町	300	300	300	300	300	1,500
災害救助物資備蓄事業	新十津川町	99	99	99	99	99	495
防災備品関係	雨竜町	2,801	2,801	2,801	2,801	2,801	14,005
	他						
	合計	20,373	15,872	8,721	6,933	7,108	59,007

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

II 結びつきやネットワークの強化に係る分野

1. 地域公共交通

(1) 多様な公共交通の確保

協定の内容	(取組の内容) 圏域住民の移動手段の確保や利便性の向上を図るため、多様な交通手段の検討と生活交通路線の維持確保と利用促進の取組を進める。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 関係市町と連携して、バス路線の維持確保と利用促進に取り組む。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 関係市町と連携して、バス路線の維持確保と利用促進に取り組む。

II-1-(1) ア 多様な生活交通路線の確保

II-1-(1) ア 多様な生活交通路線の確保

事業内容		乗り合いバス事業者等への支援を通じ、圏域住民の生活に必要なバス路線の維持確保を図るとともに、多様な交通手段の検討を行う。
効果		関係市町における公共交通の利便性を確保する。
役割分担	滝砂	関係市町及び事業者等と協議しながら、通勤・通学・通院・買い物など、住民の利便性の確保を図るとともに、事業実施にかかる市町負担額をルールに基づき負担する。
	関係市町	関係市町及び事業者等と協議しながら、通勤・通学・通院・買い物など、住民の利便性の確保を図るとともに、事業実施にかかる市町負担額をルールに基づき負担する。
補助制度等		※市町負担額への特別交付税措置(80%)

(単位:千円)

事業名	事業主体	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	総事業費
多様な生活交通路線の確保	芦別市	15,125	15,125	15,125	15,125	15,125	75,625
	赤平市						
多様な生活交通路線の確保	滝川市	7,014	7,014	7,014	7,014	7,014	35,070
多様な生活交通路線の確保	砂川市	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233	26,165
多様な生活交通路線の確保	歌志内市	8,946	8,946	8,946	8,946	8,946	44,730
多様な生活交通路線の確保	奈井江町	10,605	10,762	11,173	10,923	10,923	54,386
多様な生活交通路線の確保	上砂川町	2,673	2,673	2,673	2,673	2,673	13,365
多様な生活交通路線の確保	浦臼町	10,847	10,847	10,847	10,847	10,847	54,235
多様な生活交通路線の確保	新十津川町	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400	102,000
多様な生活交通路線の確保	雨竜町	4,403	4,403	4,403	4,403	4,403	22,015
	他						
	合計	85,246	85,403	85,814	85,564	85,564	427,591

※各年度別の事業費は平成26年10月時点の見込額であり、26年度については予算額、27年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

II 結びつきやネットワークの強化に係る分野

2. 道路等の交通インフラの整備

(1) 生活幹線道路の整備

協定の内容	(取組の内容) 圏域内の主要幹線道路へのアクセス道路及び生活道路の整備や改良を行い、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 関係市町と連携して、生活幹線道路の整備に関し、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 関係市町と連携して、生活幹線道路の整備に関し、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を進める。

II-2-(1) ア 地域を結ぶ道路ネットワークの構築及び生活幹線道路の整備
イ 冬季の安全な道路交通確保事業

II-2- (1) ア 地域を結ぶ道路ネットワークの構築及び生活幹線道路の整備

事 業 内 容		日常生活の利便性の向上や地域産業及び地域経済を支える道路ネットワークの構築を図るため、広域的な視点での主要幹線道路へのアクセス道路をはじめとする生活道路の整備充実を図る。また、各種期成会活動を通じ、圏域及び隣接する自治体を結ぶ国道・道道などの幹線道路網等の促進に向けた取り組みを推進する。
効 果		地域内及び地域間を結ぶ道路網の整備によって、通院・通学・買い物など日常生活圏の拡大及び圏域内外の交流促進が図られる。
役割分担	滝 砂	生活幹線道路の整備及び幹線道路網の促進に関し、広域的な視点による道路ネットワークの構築に向けた取組みを進めるとともに、各自治体が必要な経費を負担する。
	関 係 市 町	生活幹線道路の整備及び幹線道路網の促進に関し、広域的な視点による道路ネットワークの構築に向けた取組みを進めるとともに、各自治体が必要な経費を負担する。
補助制度等		

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
道路新設改良事業	芦別市	78,100	78,100	78,100	78,100	78,100	390,500
道路新設改良事業	赤平市	97,021	97,021	97,021	97,021	97,021	485,105
道路新設改良事業費	滝川市	282,460	273,000	283,000	258,000	391,000	1,487,460
国道 451 号道路整備促進期成会負担金	滝川市	182	182	182	182	182	910
道路新設改良事業	砂川市	451,630	389,550	413,140	503,040	506,430	2,263,790
道路新設改良事業	歌志内市	17,419	17,419	17,419	17,419	17,419	87,095
道路新設改良事業	奈井江町	21,000	33,200	64,200	64,200	63,400	246,000
道路維持及び舗装修繕	上砂川町	63,760	49,300	29,388	56,516	35,132	234,096
道路新設改良事業	浦臼町	17,400	4,500	5,000	5,000	5,000	36,900
道路整備事業（町道の改良舗装事業）	新十津川町	119,612	119,612	119,612	119,612	119,612	598,060
国道 451 号道路整備促進期成会負担金	新十津川町	161	161	161	161	161	805
町道整備事業	雨竜町	60,280	60,280	60,280	60,280	60,280	301,400
	他						
	合計	1,209,025	1,122,325	1,167,503	1,259,531	1,373,737	6,132,121

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

II-2- (1) イ 冬季の安全な道路交通確保事業

事 業 内 容		冬期間の雪による道路交通の障害が、緊急車両の通行の妨げや慢性的な交通渋滞を引き起こし、圏域の大きな課題となることから、地域の実情に応じ、効率的な除排雪を行い、冬季の安全な道路交通を確保する。 事例 新十津川町と滝川市の事例：境界での橋梁部分の除雪費按分 街路灯の広域連携経費 砂川市と奈井江町の境界除雪費按分
効 果		地域の実情に応じた迅速かつ効率的な除排雪体制が整備されることにより、通勤、通学、産業活動等、市民生活の利便性の向上と冬季の安全対策が図られる。
役 割 分 担	滝 砂	各自治体が必要な経費を負担する。
	関 係 市 町	各自治体が必要な経費を負担する。
補 助 制 度 等		

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
	芦別市						
	赤平市						
平成橋に係る除雪経費（協定分）	滝川市	150	150	150	150	150	750
除排雪に要する経費（奈井江町と連携分）	砂川市	833	833	833	833	833	4,165
	歌志内市						
除排雪に要する経費（砂川市と連携分）	奈井江町	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	5,910
	上砂川町						
	浦臼町						
冬季除雪事業（他市町へ委託分）	新十津川町	960	960	960	960	960	4,800
町道管理負担金	雨竜町	203	203	203	203	203	1,015
	他						
	合計	3,328	3,328	3,328	3,328	3,328	16,640

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

II 結びつきやネットワークの強化に係る分野

3. 交流・移住促進

(1) 交流・移住促進

協定の内容	(取組の内容) 交流及び移住促進のための施設整備及び維持管理を行うとともに、地域の魅力や移住関連情報を一体的に発信し、交流・移住を促進する。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 圏域の地域資源をはじめとする魅力や交流・移住関連情報を発信する。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 圏域の地域資源をはじめとする魅力や交流・移住関連情報を発信する。

II-3-(1) ア 交流推進、移住・定住促進

II-3- (1) ア 交流推進、移住定住促進

事 業 内 容		地域で育まれた生活文化や固有の風土等を知るために、相互交流に取り組む。また、地域における多様な魅力や暮らしや住まいに関する情報（賃貸物件や空き家情報等）やイベント情報などを各市町がそれぞれ情報発信するほか、北海道移住促進協議会をはじめとする関係団体と連携し、圏域内への移住を促進するために必要な情報の発信を行うなど、交流・定住人口の増加により、地域の活性化を図る。
効 果		各施策・事業の取組みによって、交流人口の拡大と圏域内への定住促進が期待される。
役 割 分 担	滝 砂	各自治体が必要な経費を負担する。
	関 係 市 町	各自治体が必要な経費を負担する。
補 助 制 度 等		

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
移住・定住促進業務に要する経費	芦別市	27,376	27,376	27,376	27,376	27,376	136,880
北海道移住促進協議会負担金	赤平市	50	50	50	50	50	250
あんしん住宅助成	赤平市	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
住み替え支援事業補助金	滝川市	7,768	7,768	7,768	7,768	7,768	38,840
移住定住促進に要する経費	砂川市	633	633	782	633	633	3,314
北海道移住促進協議会負担金	砂川市	50	50	50	50	50	250
ハートフル住まいる推進事業（取得・改修）	砂川市	23,900					23,900
定住促進事業（H23 宅地造成含む）	歌志内市	3,727	3,727	3,727	3,727	3,727	18,635
まちづくり定住促進対策事業	奈井江町	26,857	15,820	13,540	13,540	13,540	83,297
移住定住奨励金	上砂川町	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
定住促進事業（H25～）	浦臼町	5,152	5,152	5,152	5,152	5,152	25,760
定住促進事業	新十津川町	39,600	39,600	39,600			118,800
安心すまいる助成事業（H24～）	新十津川町	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	26,500
定住促進事業	雨竜町	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	46,000
	合計	160,613	125,676	123,545	83,796	83,796	577,426

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額。若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

II 結びつきやネットワークの強化に係る分野

4. I C T インフラ整備

(1) 行政システムのネットワーク

協定の内容	(取組の内容) 電算システムの行政事務を共同処理することにより、行政サービスの向上と事務の効率化を進めるとともに、事務経費の縮減を図る。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 関係市町とともに、広域連携が可能な行政事務の共同化を検討し、その実現を図る。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 関係市町とともに、広域連携が可能な行政事務の共同化を検討し、その実現を図る。

II-4- (1) ア 電算システムの共同運用

II-4- (1) ア 電算システムの共同運用

事 業 内 容		戸籍電算システムの共同運用により、住民サービスの向上と事務の効率化並びにシステム導入・維持管理経費の軽減につながるほか、さらなる行政事務の電算システムの共同化に向けた検討、情報交換を行う。
効 果		圏域の自治体個別でシステムを導入する場合に比較して経費削減が図られるとともに、システムの導入により戸籍の作成までの日数や戸籍証明書の発行時間が大幅に短縮されたことにより、住民サービスの向上が図られる。
役 割 分 担	滝 砂	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市が受託し、砂川市は関係市町とともに同事務に関する事務を滝川市に委託する。また、引き続き、広域連携が可能な電算システムの共同化に向けての情報交換・調査検討を行う。
	関 係 市 町	電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市に委託する。また、引き続き、広域連携が可能な電算システムの共同化に向けての情報交換・調査検討を行う。
補 助 制 度 等		普通交付税の単位費用

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
共同運用	芦別市	3,460	3,460	3,460	3,460	3,460	17,300
共同運用	赤平市	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	15,925
共同運用	滝川市	4,299	4,299	4,299	4,299	4,299	21,495
共同運用	砂川市	3,123	3,123	3,123	3,123	3,123	15,615
共同運用	歌志内市	2,698	2,698	2,698	2,698	2,698	13,490
共同運用	奈井江町	3,022	2,332	2,332	2,332	7,285	17,303
共同運用	上砂川町	2,412	2,463	2,486	2,486	1,243	11,090
共同運用	浦臼町	1,970	1,970	1,970	1,970	1,970	9,850
共同運用	新十津川町	2,480	2,480	2,480	2,480	2,480	12,400
共同運用	雨竈町	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010	10,050
	他						
	合計	28,659	28,020	28,043	28,043	31,753	144,518

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

III 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1. 人材育成

(1) 職員研修及び大学を活用した人材育成

協定の内容	(取組の内容) 圏域職員の資質及び政策課題への対応力等を高めるとともに、職員間のネットワークを強化するため、合同研修を実施する。また、大学等の高等教育機関等との協働連携事業を検討し、実施する。
	(甲の役割・滝川市、砂川市) 乙と連携して合同研修を実施する。必要に応じ、研修の講師として外部から専門家の招へいを行う。また、大学等の高等教育機関と関係市町とが協力して、企画立案した連携事業を実施する。
	(乙の役割・芦別市、赤平市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町) 職員を合同研修会に参加させるとともに、応分の経費を負担する。また、大学等の高等教育機関と関係市町とが協力して、企画立案した連携事業を実施する。

III-1-(1) ア 職員研修
イ 大学を活用した人材育成

III-1-(1) ア 職員研修

事 業 内 容		圏域職員の資質および政策課題への対応力等を高めるとともに職員間のネットワークを強化するため、合同研修を実施する。							
効 果		圏域における合同研修会の開催によって、職員の資質向上と職員間のネットワークが構築される。							
役 割 分 担	滝 砂	乙と連携して合同研修を実施する。 必要に応じ、研修の講師として外部から専門家の招へいを行う。							
	関 係 市 町	職員を合同研修会に参加させるとともに、応分の経費を負担する。							
補 助 制 度 等									

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
職員研修に要する経費	芦別市	4,196	4,196	4,196	4,196	4,196	20,980
職員研修旅費、講師謝礼	赤平市	413	413	413	413	413	2,065
職員の研修に要する経費	滝川市	7,833	7,833	7,833	7,833	7,833	39,165
職員研修に要する経費	砂川市	2,341	2,341	2,341	2,341	2,341	11,705
職員研修に要する経費	歌志内市	389	389	389	389	389	1,945
職員の研修に要する経費（旅費）	奈井江町	1,980	1,980	1,980	1,980	1,980	9,900
人材育成事業	上砂川町	28	28	28	28	28	140
職員研修旅費	浦臼町	936	936	936	936	936	4,680
職員研修事業	新十津川町	4,801	4,801	4,801	4,801	4,801	24,005
職員研修に要する経費	雨竜町	863	863	863	863	863	4,315
	他						
	合計	23,780	23,780	23,780	23,780	23,780	118,900

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

III-1- (1) イ 大学を活用した人材育成

事 業 内 容		大学等の高等教育機関との各市町もしくは広域圏協働による連携事業を検討し、実施する。
効 果		大学等の高等教育機関の知的財産を活用することにより、地域文化、地域福祉、地域産業、生涯学習など様々な分野で地域をけん引する多様な人材の育成が図られる。
役 割 分 担	滝 砂	高等教育機関等と関係市町間（広域圏含む）で連携事業を検討・実施する。
	関 係 市 町	高等教育機関等と関係市町間（広域圏含む）で連携事業を検討・実施する。
補 助 制 度 等		

(単位：千円)

事 業 名	事業主体	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	総事業費
	芦別市						
	赤平市						
高大連携事業 (H16. 1. 23 國學院短大協定)	滝川市	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000
	砂川市						
	歌志内市						
	奈井江町						
	上砂川町						
	浦臼町						
	新十津川町						
	雨竜町						
	他						
	合計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000

※各年度別の事業費は平成 26 年 10 月時点の見込額であり、26 年度については予算額、27 年度以降については現時点見込まれる予定額、若しくは事業内容・規模が前年度と同程度と見込まれる場合には前年同額を記載していますので、今後変更となる可能性があります。

資料

1 中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

2 中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

1 中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 滝川市及び砂川市は、定住自立圏の形成に関する協定により形成された中空知定住自立圏の将来像及び当該協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する定住自立圏共生ビジョンの策定に関して、関係者等の意見を反映するため、中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 中空知定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、定住自立圏の形成に関する協定に関連する分野の関係者等の中から、滝川市長及び砂川市長が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長を各1人置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。
3 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、滝川市総務部企画課及び砂川市総務部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月15日から施行する。
(経過措置)
2 この要綱の施行後、最初に依頼される懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、第3条第2項の規定による依頼の日から、平成28年3月31日までとする。

2 中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会委員名簿

(平成 26 年 7 月末現在)

	関連分野	氏 名	所 属 等	市町名
1	学識経験者	小磯 修二	北海道大学公共政策大学院特任教授	
2	医療	明円 亮	空知医師会会长	砂川市
3	"	半沢 満	市立芦別病院事業運営委員会委員長	芦別市
4	福祉	三戸部 隆	社会福祉法人滝川ほほえみ会常務理事	滝川市
5	"	茅野 和恵	社会福祉法人くるみ会事務長	砂川市
6	"	安楽 良一	赤平市社会福祉協議会事務局長	赤平市
7	"	宮崎 公英	歌志内市町内会連合会会长	歌志内市
8	"	中村 尚子	奈井江町まちづくり町民委員会副委員長	奈井江町
9	"	石田 稔	浦臼町社会福祉協議会副会長	浦臼町
10	"	野村 隆男	雨竜町社会福祉協議会事務局長	雨竜町
11	教育	篠島 恵里子	国際ソロプチミスト滝川会長	滝川市
12	"	梅野 悅子	砂川市社会教育委員副委員長	砂川市
13	"	笛木 笑子	北翔大学非常勤講師	上砂川町
14	産業振興 交流・移住促進	居林 俊男	滝川商工会議所専務理事	滝川市
15	"	那須 淳市	砂川商工会議所専務理事	砂川市
16	"	大下 瞳夫	芦別商工会議所専務理事	芦別市
17	"	太田 敏明	赤平商工会議所専務理事	赤平市
18	"	荒岡 宏明	歌志内商工会議所専務理事	歌志内市
19	"	千徳 信行	奈井江町まちづくり町民委員会委員	奈井江町
20	"	高木 則和	上砂川商工会議所専務理事	上砂川町
21	"	鎌塚 幸樹	浦臼町農業委員会委員	浦臼町
22	"	飯尾 則紀	ピンネ農業協同組合参事	新十津川町
23	"	志部谷 明弘	雨竜町商工会事務局長	雨竜町
24	環境	岩橋 智江	滝川消費者協会会长	滝川市
25	防災	峯村 孝	滝川市町内会連合会連絡協議会会长	滝川市
26	"	照井 光一	新十津川町地域防災マスター連絡会議副会長	新十津川町
27	地域公共交通 道路等の交通 インフラの整備	高村 雄渾	砂川市地域公共交通会議委員	砂川市